

## 【弾劾裁判所とは?】

- Q 弾劾裁判所とは、どんな裁判をする裁判所なので  
すか。
- A 裁判官を辞めさせるかどうかを裁判する裁判所  
です。裁判をするのは、国会議員の中から選ばれた  
14人（衆議院議員7人、参議院議員7人）の裁判員  
です。
- Q 国会と弾劾裁判所とはどのような関係な  
のですか。
- A 憲法は、国会が裁判官を裁判する弾劾裁判所を  
設けるものと定めています。国民には公務員を罷免  
する権利がありますので、国民の代表機関である国会  
が弾劾裁判所を設置することとされたのです。  
なお、弾劾裁判所は、国会とは独立して活動しま  
す。

## 【裁判員について】

- Q 裁判員はどのように選ばれる  
のですか。
- A 裁判員は、衆参各議院において国会議員の中  
から選挙で選ばれます。
- Q 裁判員になるには裁判官や弁護士の経験が  
必要なのですか。
- A 弾劾裁判所の裁判員は、法律家としてで  
はなく国民の代表として弾劾裁判にあたりま  
すので、国会議員であるほかに特別な経験や  
資格は要求されていません。
- Q 弾劾裁判所の裁判員も、民事や刑事の裁  
判官と同じように法廷で黒い服を着るの  
ですか。
- A 着ません。裁判員用の特別な服はありま  
せん。
- Q 弾劾裁判のとき、裁判員の人数が揃わな  
かったらどうするのですか。
- A 裁判員の欠席や欠員に備えてあらかじめ  
選任されている予備員がその裁判員の職務  
を行います。予備員は、衆議院と参議院の  
それぞれの議員の中から4人ずつ選任され  
ています。

## 【弾劾裁判は、こう進む】

- Q どういう場合に裁判官は罷免される  
のですか。
- A 職務上の義務に著しく違反したとき、  
職務を甚だしく怠ったとき、または裁判官  
としての威信を著しく失う非行を犯した  
ときです。これまでは、政治的謀略行為に  
関与した、事件関係者からゴルフクラブ  
等の供与を受けた、児童買春行為を行っ  
た、ストーカー行為をした、電車内で盗撮  
行為をしたなどの例があります。詳しくは  
過去の事件と裁判（12ページ以下）で紹  
介しています。
- Q 裁判官を辞めさせたいときは、直接弾劾  
裁判所に訴えればよいのですか。
- A 直接弾劾裁判所に訴えることはできま  
せん。弾劾裁判所に訴えることができるの  
は、訴追委員会という機関だけです。た  
だし、国民は、訴追委員会に対して、辞  
めさせる理由があると考えた裁判官の罷  
免の訴追を請求することができます。訴  
追委員会は必要な調査・審議を行い、  
辞めさせる理由があると判断したときは、  
弾劾裁判所にその裁判官を訴えます。
- Q 訴追委員会は、どのような機関な  
のですか。
- A 訴追委員会は、国会議員の中から選ば  
れた20人（衆議院議員10人、参議院  
議員10人）の訴追委員で組織されてい  
ます。弾劾裁判では、刑事裁判の検  
察官のような役割を果たします。
- Q 弾劾裁判はどのような手続で進めら  
れるのですか。
- A 弾劾裁判は、公開の法廷で、刑事裁  
判に似た手続で進められます。詳しくは  
罷免訴追事件の手続（6ページ以下）で  
説明しています。
- Q 罷免訴追される裁判官は法律の専門  
家ですが、刑事裁判のように弁護人を  
選任できるのですか。
- A 弁護人を選任できます。防御の準備に  
多大な労力と時間を要する場合も考えら  
れますし、それ以外の場合であっても、  
防御を十分尽くせるように、裁判官で  
も弁護人を選任できるのです。

- Q 裁判員は14人で偶数ですが、意見が  
ちょうど半々に分かれたらどうなる  
のですか。
- A 評決は過半数の意見によりますので、  
意見が同数の場合にはさらに評議を重  
ねることになります。国会において意  
見同数のときに議長が議事を決する  
ように裁判長が裁判を決することはあ  
りません。  
なお、罷免の判決をする場合には、  
3分の2以上の裁判員が賛成しなければ  
なりません。
- Q 弾劾裁判を傍聴することはできま  
すか。
- A 弾劾裁判は原則として公開の法廷で  
行われ、誰でも傍聴することができます  
が、傍聴希望者が多数の場合には抽  
選を行う場合があります。傍聴には  
弾劾裁判の当日に配付する傍聴券が必  
要となります。

## 【罷免されるとどうなる?】

- Q これまで弾劾裁判を受けた裁判官は  
何人いるのですか。そのうち、罷免  
された裁判官は何人いるのですか。
- A 弾劾裁判を受けた裁判官は延べ9人  
で、そのうち罷免された裁判官は7  
人です。
- Q 罷免の判決を受けた裁判官はすぐに  
辞めさせられるのですか。辞めさせ  
られるほかに不利益を受けま  
すか。
- A 罷免の判決を受けると同時に裁判官  
の身分を失い、弁護士や検察官になる  
資格も失います。また、原則として、  
退職金をもらえなくなり、年金の一  
部が制限されます。

- Q 罷免されると、二度と裁判官・検  
察官・弁護士などの法律家になる  
ことはできないのですか。
- A 弾劾裁判所が、罷免の判決を受けた  
本人の請求に基づいて、罷免の判決の  
宣告の日から5年を経過して、法律  
家になる資格を回復させてもよいと  
判断したときなどには、罷免の判決  
を受けた本人は失った資格を回復  
します。詳しくは資格回復裁判請求  
事件の手続（10ページ以下）で説明  
しています。これまで罷免された7  
人の裁判官のうち、4人については  
資格回復が認められています。
- Q 刑事裁判で有罪になった裁判官は、  
弾劾裁判をせずに辞めさせること  
ができますか。
- A 刑事裁判で有罪になり、任命の欠  
格事由が生じて、そのことで直ちに  
その裁判官を辞めさせることはでき  
ません。刑事裁判と弾劾裁判は別  
個の手続ですので、その裁判官を  
辞めさせるためには、弾劾裁判所  
の罷免の判決が必要です。
- Q 弾劾裁判所の裁判に対して不服を  
申し立てることはできるのですか。
- A 弾劾裁判所は裁判官の弾劾裁判を  
行う唯一の裁判所であり、上級の  
裁判所がないので不服を申し立て  
ることはできません。ただ、弾劾  
裁判所は、罷免の判決を受けた本  
人の請求に基づいて、罷免の理由  
がなかったことが明らかになった  
場合には、罷免の判決を受けた本  
人の資格を回復させることができ  
ます。これは、普通の裁判という  
再審にあたりますが、これまで  
このような理由で資格を回復させ  
た例はありません。



平成24年(訴)第1号  
罷免訴追事件の様子  
(平成25年4月10日)